

令和6年度 公文書開示状況（8月決定分）

港湾局

表の見方

＜決定区分＞

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜（根拠規定）条例7条＞

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6. 7. 30	R6. 8. 9	直轄事業であるコンテナZ0～Z2パース計画に係る2025年度予算要求等について、国が都に対し指示依頼等を行ってればその内容を示す国からの文書					1											当該公文書は、国が都に対して行った指示依頼等はないため、取得をしておらず、存在しない。	港湾局 港湾整備部 計画課
2	R6. 7. 30	R6. 8. 9	港湾計画の内容を補足する参考資料（東京港港湾計画資料その1-改訂-）																東京都情報公開条例第18条第2項の規定により、当該文書はインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表されている情報であるため。 港湾計画の内容を補足する参考資料（東京港港湾計画資料その1-改訂-） https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/plan/9/hosoku1.pdf	港湾局 港湾整備部 計画課
3	R6. 7. 30	R6. 8. 13	「令和5年（2023年）東京港港勢（速報値）」	1	1															港湾局 港湾経営部 振興課
4	R6. 7. 30	R6. 8. 13	「令和5年（2023年）東京港港勢（速報値）」について（令和6年3月29日公表資料）																東京都情報公開条例第18条第2項の規定により、当該文書はインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表されている情報であるため 東京都HP https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2024/03/29/02.html	港湾局 港湾経営部 振興課
5	R6. 7. 26	R6. 8. 23	水域占用許可申請書	5								1	1		1				東京都情報公開条例第7条第3号に該当 法人が港湾施設関係の申請に使用する内部情報であって、非公表の情報であるため、公にすることにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 東京都情報公開条例第7条第4号に該当 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 東京都情報公開条例第7条第6号に該当 都が行う事務及び事業に関する情報であって、公にすることにより、港湾施設管理事務又は事業の性質上、事業の着実な遂行が図れないなどの港湾施設管理事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	港湾局 東京港管理事務所 港務課
6	R6. 7. 26	R6. 8. 23	水域占用許可書	3	1															港湾局 東京港管理事務所 港務課
7	R6. 8. 13	R6. 8. 27	開示請求書	1		1					1	1	1						東京都情報公開条例第7条第2号又は3号に該当 特定の開示請求者を識別することができる情報が記載されているため。 法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。 東京都情報公開条例第7条第3号に該当 法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。 東京都情報公開条例第7条第4号に該当 公にすることにより、偽造等により犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	港湾局 東京港管理事務所 港務課
8	R6. 8. 13	R6. 8. 27	開示請求書に関する回答ないし決定文書類（添付書類含む）一切					1											本件開示請求時点において当該公文書は、実施機関では作成しておらず、存在しない。	港湾局 東京港管理事務所 港務課